【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年２月17日
【会社名】	株式会社イトーキ
【英訳名】	ITOKI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　平井　嘉朗
【本店の所在の場所】	大阪市中央区淡路町一丁目６番11号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目５番１号
【電話番号】	東京０３（６９１０）３９５０（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長　川井　圭介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社イトーキ東京本社 （東京都中央区日本橋二丁目５番１号）

１【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(１)当該事象の発生年月日

2020年２月14日（取締役会決議日）

(２)当該事象の内容

当社の保有する関係会社株式のうち、連結子会社であるNovo Workstyle Asia Limitedについて実質価額が著しく低下したため、当社個別決算上、減損処理を実施し関係会社株式評価損を計上することとなりました。また、GlobalTreehouse㈱の財政状態が著しく悪化したことに伴い、同社の借入金に対する当社の保証債務を履行する可能性が高まったため、債務保証損失引当金を計上することとなりました。

(３)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2019年12月期の個別決算において、下記のとおり営業外費用および特別損失を計上いたしました。

営業外費用：債務保証損失引当金繰入額　12億円
特別損失　：関係会社株式評価損　32億円

なお、GlobalTreehouse㈱とNovo Workstyle Asia Limitedが連結子会社のため、当該債務保証損失引当金繰入額と関係会社株式評価損は連結決算においては消去され、連結損益への影響はありません。